

9/12 早稿

## 論説

2023.9.12

非教法人法の質問権に関する論説

政府は四統一教会（世界平和統一家庭連合）に過剰（行政権）を科すよりは審査結果に準じた。

科すか否かは裁判所が判断するが、過剰の申し立てには解散命令請求に向けた準備がほどこつたりと至る時である。岸田文雄首相は可能な限り速やかに「透明な手続きを経て解散命令を請求すべきだ」。

文部科学省は教団による靈感魔法や萬能獻金の実態を説明するため、昨年11月から教団に質問権を行使した。質問内容は漏洩事件、財政状況など延べ600の項目に及んだが、教団側は約2年間に亘り回答を拒否したこと。裁判所は西村により調査に審査権の委託を受けたものの、水野豊子子子科相は「漏洩の程度は程度ではない」として、過剰を科す靈感魔法の実態に迷った。



# 解散請求を速やかに

日統一教会過剰

西村は教団への質問権行使とは別に被害者からの聞き取りや虚偽裁判記録の分析を並めており、聞

き者によれば、解散要件の「組織性」「無難性」「継続性」の三基準

が可成り判断された。

西村は解散命令を拒否し、教団の

抗令権権限を留保せられた。「西村は裁判所に示す證拠があり。証拠は漏洩された場合でも、教団側は裁判で徹底的に争い、虚偽を示しておも前例はない。」西村の自由と公の兼ね合いかぎり、争議の透明性を確保すべきは当然だ。西村は調査の支障にならないとして質問の内容などを問ひこじてこないか、可能な限りの情報を公開すべきである。

仮に「教団に対する解散命令が漏洩された場合でも、教団側は裁判で徹底的に争い、虚偽を示しておらず、判決確定が既定の場合は時間の範囲内に問題ない。」と西村は認めた場合でも、西村は漏洩した複数の靈感魔法を相手取って裁判を起こすこと。裁判料約40億円で、漏洩期間を超過して漏洩請求権を失う事例も想定される。

解散請求が遅れれば被審告教団に影響しがねえ。国民は国民党の教団との結婚問題にも靈感魔法を抱いて、漏洩期間を超過して漏洩請求権を失う事例がある。